



はす



会計事務所
ゆいパートナーズ

事務所だより

〒541-0047
大阪市中央区淡路町2-1-10
ユニ船場 405
TEL 06 (6226) 1165 (代)
<https://yuipartners.jp>

9月

(長月) SEPTEMBER

19日・敬老の日
23日・秋分の日

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	・
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

9月の税務と労務

国 税／8月分源泉所得税の納付

9月12日

国 税／7月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)

9月30日

国 税／1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税／10月、1月、4月決算法人
の消費税等の中間申告

(年3回の場合) 9月30日



ワンポイント スマホでの確定申告 150 万人を突破

国税庁の令和3年分確定申告状況によると、自宅からスマートフォン(スマホ)を使ってe-Taxで申告書を提出した人は153万人で、前年分の約1.5倍、3年で約12倍に大幅増加しています。スマホのカメラで源泉徴収票が読み取れる等のサービス向上やスマホ申告体験コーナーの増設などの施策が効果を上げています。

！ 個人事業主の 必要経費 の注意点

近年、働き方も変化し、企業等と仕事ごとに契約を結ぶフリーランスも増えています。その結果、法人を設立しないで個人で事業を営む方も増加傾向にあるようです。個人事業主の場合、事業としての行動と、日常生活としての行動とがあり、どちらにも関連する費用を支出した場合に、どこまでが必要経費となるのか判断が難しいケースがあります。

そこで、個人事業主の主な必要経費について、確認します。

必要経費とは

個人事業主の必要経費とは、事業所得や不動産所得などの計算上、総収入金額に対応する売

上原価、その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額、また、その年に生じた販売費・一般管理費、その他の業務上の費用の額とされています。以下、主な項目について、見ていきます。

1 租税公課

租税公課とは、税金や会費などの各種賦課金のことをいいます。原則として、その年中に納付額が確定したものが必要経費となります。ただし、左表のように、前記のものの全てが必要経費になるわけではありませんのでご注意ください。

必要経費となるもの 例（事業に係る部分）	固定資産税、自動車税、登録免許税、印紙税、事業税、消費税（税込経理の場合）、組合費
必要経費とならないもの 例	所得税、住民税、相続税、国税の加算税・延滞税、地方税の加算金・延滞金

2 減価償却費

事業のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を減価償却資産といえます。土地などのように時の経過により価値が減少しない資産は、減価償却資産ではありません。減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額必要経費になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていくべきものです。この使用可能期間に当たるものとして法定耐用年数が定められています。減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法により各年分の必要経費（減価償却費）として配分していく手続きをいいます。

使用可能期間が1年未満のものまたは取得価額が10万円未満のものは、全額を事業の用に供した年分の必要経費とします。また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産につ

いては、一定の要件の下、3分の1に相当する金額を、事業の用に供した年以後3年間で必要経費に算入することができます。さらに、青色申告者が取得した取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産については、一定の要件の下、300万円に達するまでの取得価額の合計額を、その事業の用に供した年分の必要経費に算入できるという特例もあります。

3 修繕費と資本的支出

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の維持管理や現状回復のために要したと認められる部分の金額は、修繕費として支出した時に必要経費となります。

ただし、その修理、改良等が固定資産の使用可能期間を延長させ、または価値を増加させるものである場合は「資本的支出」となり、前述の減価償却資産として減価償却の対象となるのでご注意ください。なお、資本的支出の条件に該当しても、20万円未満である場合は修繕費とすることができま

事業用の固定資産または棚卸資産について支払う損害保険料は、必要経費に算入することができます。

ただし、長期総合保険や建物共済など、積立部分がある保険料については、その積立部分は必要経費から除かれます（資産として計上することになります）。

また、例えば5年分の保険料を一括で支払ったような場合には、その年分に対応する金額のみが必要経費となり、残額は前払費用として、翌年以降の必要経費に計上することになります。

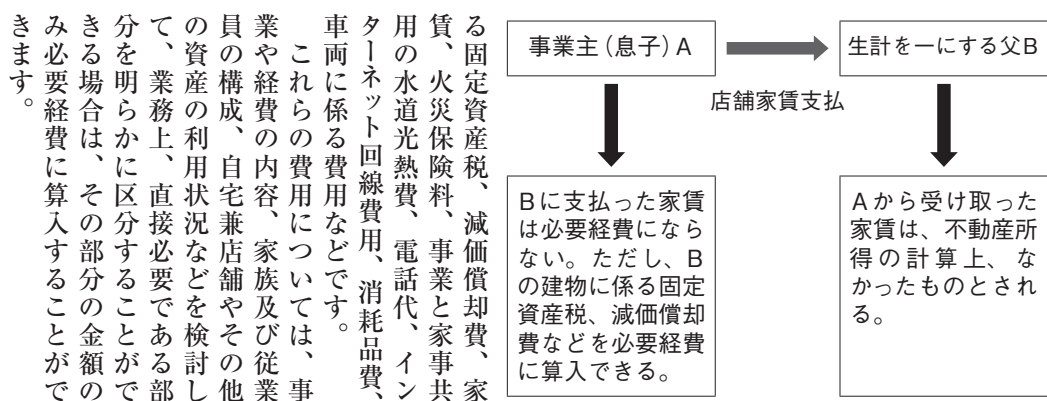
所得税では、原則として、事業主が「生計を一にする」親族に、給料（青色事業専従者給与を除きます）・家賃・借入金利息などを支払っても、その金額を必要経費に算入することはありません。

この場合の「生計を一にする」とは、必ずしも同居していることをいうのではなく、勤務の都合により家族と別居している場

合や、修学・療養などのために別居している場合でも、生活費・学費・療養費などを常に送金しているときや、休日等には起居を共にしているときも含まれます。ただし、例えば、その親族の所有する建物を事業の用に供した場合には、その建物に係る固定資産税・減価償却費などは、その事業主自身の必要経費に算入することができます（下図参照）。

家事費とは、言葉のとおり家事上の経費をいいます。具体的には、生活費、医療費、娯楽遊興費のほか、自宅に係る固定資産税、家賃、火災保険料、水道光熱費などがあげられます。これらの費用は事業に係る総収入金額を得るための費用や業務上の費用に該当しないため、当然必要経費に算入することはできません。

家事関連費とは、前述の家事費に関連する経費をいいます。具体的には、自宅兼店舗に係



必要経費に算入できる家事関連費の区分については前述のとおりですが、実務上は明確な基準が設けられていません。したがって、具体的には次のような判断を行い、必要経費部分を算定することが考えられます。

定することが考えられます。

(2) 事業用部分と自宅部分の床面積により区分水道光熱費

事業用部分の使用面積割
合、コンセントの数、メーター
などにより区分

(3) 電話代、インターネット回線費用、パソコン購入に係る費用

事業用部分の利用明細、事業に係る使用時間などにより区分

(4) 車両に係る費用
事業に係る走行距離、使用
日数などにより区分



税金クイズ

鎌倉幕府は、日本で最初の武家政権と言われていますが、有力寺社の影響等により、将軍が直接全国を支配し税を徴収することはできず、関東御分国と呼ばれた将軍の知行国（領主が支配する国）から税の徴収がされました。

この関東御分国は時期により場所が推移しましたが、源頼朝が将軍だった時代、関東御分国は次のうちどの国だったのでしょうか。

- ① 駿河国（現在の静岡）
- ② 山城国（現在の京都）
- ③ 和泉国（現在の大阪）

【解説】

源頼朝時代の関東御分国は、駿河国のほか三河国（愛知県）、武蔵国（東京および神奈川県、埼玉県の一部）の3か国でした。

この関東御分国は、翌年には上記3か国のほか、相模国（現在の神奈川県）、伊豆国（現在の静岡県）、上総国（現在の千葉県）、下総国（現在の千葉県）、信濃国（現在の長野県）、越後国（現在の新潟県）、豊後国（現在の大分県）の6か国が加わるなどしながら増減し、基本的に鎌倉幕府が滅ぶまで駿河、相模、武蔵、越後の4か国が中心となっていました。関東御分国のほかに鎌倉幕府が直接に税を徴収できた直轄地は、平家からの没収地を中心とした関東御領でした。

このほかの鎌倉幕府の主要な財源としては、全国の御家人に所領内の公田（「大田文」という田畑の面積、領有関係などを記した文書に記載された田）の広狭に応じて賦課され、将軍御所、内裏、寺社の修繕費や諸行事の費用などに充当するため、当初臨時に課されていたものが次第に恒常的なものとなった関東御公事がありました。

正解は、①の駿河国でした。

世界のカジノ税 税金（アメリカ他）

カジノ先進国とされるアメリカやシンガポールでは、カジノ運営に係るライセンス料や税金が運営業者から徴収されます。この税金が一般的に「カジノ税」や「ゲーミング税」と呼ばれています。

アメリカネバダ州では、スロットマシンの台数やゲームによってライセンス料が定められ、その他に、収益に対して累進税率でカジノ税が課税されます。シンガポールのカジノ税は、VIP顧客による収益と一般顧客による収益などで区分して異なる税率としています。

税収は、それぞれの州や国の一般財源に充てられるようです。

日本でも議論が進むカジノ導入。カジノ税導入の動向にも注目です。

KEY WORD 酒税と沖縄特例

今年本土復帰50年を迎えた沖縄県のお酒と言えばオリオンビールや泡盛が有名ですが、令和4年度税制改正により、酒税法における沖縄の軽減特例が段階的に廃止されることになりました。

ビールの場合、令和5年10月1日から軽減率を20%から15%に変更し、令和8年10月1日には軽減措置が廃止される予定です。また、泡盛に関しては、事業規模に応じて段階的に軽減率が縮小し、令和14年5月15日に廃止となる予定です（下表参照）。

この軽減特例の廃止を見据えて、今後、沖縄の酒造各社の販売戦略がどのように変化するかも注目されるポイントです。

前年度の県内課税移出数量に応じた軽減割合

	R6.5.15以降	R8.5.15以降	R11.5.15以降	R14.5.15以降
1300kl超	▲25%	▲15%	▲5%	廃止
200kl超 1300kl以下	▲30%	▲20%	▲10%	廃止
200kl以下	▲35%	▲35%	▲35%	廃止